冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	一三年
	その他のもの	一五年
昇降機設備	エレベーター	一七年
	エスカレーター	一五年
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		八年
エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備		一二年
アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	一五年
	その他のもの	八年
店用簡易装備		三年
可動間仕切り	簡易なもの	三年
	その他のもの	一五年
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	一八年
	その他のもの	一〇年
構築物		
鉄道業用又は軌道業用のもの	軌条及びその附属品	二〇年
	まくら木	
	木製のもの	八年
	コンクリート製のもの	二〇年
	金属製のもの	一五年
	分岐器	二〇年
	通信線、信号線及び電燈電力線信号機	三〇年
	送配電線及びき電線	四〇年
	電車線及び第三軌条	二〇年
	帰線ボンド	五年
	電線支持物（電柱及び腕木を除く。）	三〇年
	木柱及び木塔（腕木を含む。）	一五年
	架空索道用のもの	二五年
	その他のもの	
	前掲以外のもの	
	線路設備	
	軌道設備	
	道床	六〇年
	その他のもの	一六年
	土工設備	五七年
	橋りょう	
	鉄筋コンクリート造のもの	五〇年
	鉄骨造のもの	四〇年
	その他のもの	一五年
	トンネル	
	鉄筋コンクリート造のもの	六〇年
	れんが造のもの	三五年
	その他のもの	三〇年
	停車場設備	二一年
	電路設備	三二年
	鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	四五年
	踏切保安又は自動列車停止設備	一二年
	その他のもの	一九年
	その他のもの	四〇年
その他の鉄道用又は軌道用のもの	軌条及びその附属品並びにまくら木	一五年
	道床	六〇年
	土工設備	五〇年
	橋りょう	
	鉄筋コンクリート造のもの	五〇年
	鉄骨造のもの	四〇年
	その他のもの	一五年
	トンネル	
	鉄筋コンクリート造のもの	六〇年
	れんが造のもの	三五年
	その他のもの	三〇年
	その他のもの	三〇年
発電用又は送配電用のもの	小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）に基づき建設したものに限る。）	三〇年
	その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）	五七年
	汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）	四一年